

平成30年4月1日から、遠隔診療に係る保険ルールが変わります

<平成30年1月以降に、遠隔診療を開始した患者様の4月以降の取扱い>

- (1) (松本医院の場合) 難病外来指導管理料を算定している患者様 (例えば潰瘍性大腸炎、クローン病、シェーグレン症候群などの患者様) を除き、保険適用で遠隔診療は行えません。 **※自費診療であれば、遠隔診療を行えます。**
- (2) 難病外来指導管理料 (初診から1ヵ月経過後、外来受診した際に算定されます) を初めて算定してから6ヵ月経過するまでは遠隔診療ができません。
- (3) 難病外来指導管理料を初めて算定してから6ヵ月経過して以降は、直近12ヵ月で6回以上対面診察を受けていれば、遠隔診療を実施できるようになります。
- (4) 最後に対面診察を受けてから3ヵ月以上経過している場合は、遠隔診療ができません。
- (5) 保険診療で遠隔診療をする際には、TV電話を用いて診察しなければなりませんので、遠隔診療を開始するまでに、ビデオ通話を行なうための設定やテストをさせていただきます。 **※自費診療であれば、当面は電話診察でもお薬をお送りできます。**
- (6) TV電話や電話による診察を受ける際には、オンライン診療システム利用料を徴収させていただきます。

具体的には以下のような流れで受診していただきます (平成30年1月に治療を開始した患者さんの場合)

保険のルール変更

平成30年1月	平成30年2月	平成30年3月	平成30年4月	平成30年5月	平成30年6月
初診(対面診察)	再診(遠隔診療)	再診(遠隔診療)	再診(対面診察)	再診(対面診察)	再診(対面診察)

遠隔診療再開

3ヵ月に1度の対面診察

平成30年7月	平成30年8月	平成30年9月	平成30年10月	平成30年11月	平成30年12月
再診(対面診察)	再診(対面診察)	再診(対面診察)	再診(遠隔診療)	再診(遠隔診療)	再診(対面診察)

3ヶ月に1度の対面診察

平成31年1月	平成31年2月	平成31年3月
再診(遠隔診療)	再診(遠隔診療)	再診(対面診察)